

<登園許可証明書(医師記入)>

登園許可証明書 (医師記入)

ちやいれつく関大前保育園施設長殿

入所児童名

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	麻しん (はしか) ※
	風しん
	水痘 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証明書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証明書」を保育園に提出して下さい。

<登園許可証明書（医師記入）>

登園許可証明書（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症用）

ちゃいれつく 関大前保育園施設長殿

児童氏名

(年 月 日 生)

- 診断名 ☐ インフルエンザ A
☐ インフルエンザ B
☐ 新型コロナウイルス感染症
(いずれかにチェックをしてください)

年 月 日、医療機関名「 」を受診し、診断
されました。経過は以下のとおりです。登園の目安の状況となり、子供の健康が回復したため、
登園いたします。

年 月 日 保護者氏名

【インフルエンザの場合に記入】

登園の目安：発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから

発症後、最低5日間は登園できません										
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった 日に○印										

※ 解熱した日（○を付けた日）の翌日が解熱後1日目となります

※ 例

発症後、最低5日間は登園できません										
	発症日 11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
熱が下がった 日に○印					○	解熱後1	解熱後2	解熱後3	登園 可能	

※ 解熱した日（○を付けた日）の翌日が解熱後1日目となります。

【新型コロナウイルス感染症の場合に記入】

登園の目安：発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日経過すること

※ 無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

発症後、最低5日間は登園できません										
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した 日に○印										

※ 例

発症後、最低5日間は登園できません										
	発症日 11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
症状が軽快した 日に○印					○	症状軽快 後1日	登園 可能			